

令和 2 年 3 月 9 日現在

機関番号：10101

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2016～2018

課題番号：16K07903

研究課題名（和文）東シナ海における日本・中国・台湾の漁業勢力と漁場利用の実態分析

研究課題名（英文）Analysis of realities of fisheries and fishing ground utilization by Japan, China, and Taiwan in the East China Sea

研究代表者

佐々木 貴文（SASAKI, Takafumi）

北海道大学・水産科学研究院・准教授

研究者番号：00518954

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,800,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、東シナ海における日本・中国・台湾の漁業勢力の今日動向を把握することであった。調査・分析の結果、日本漁船は北緯二七度以北で中国漁業勢力に圧倒され、また同以南で台湾漁船及び中国公船に圧迫されていることが具体的事例から明らかになった。

漁場利用の困難性が高まっている背景には、中国漁村の都市化で経済格差が拡大し、中国政府にとって中小漁業者の生活を支える意味での東シナ海の重要性が継続していることがあった。また台湾は、中国の海洋進出やフィリピンとの関係悪化で比較的規模の大きな漁船が南シナ海から退出せざるを得ない状況が生じており、東シナ海はその代替漁場として重要性を増す傾向があった。

研究成果の学術的意義や社会的意義

東アジアにおいて、日本が経済的な優位性を失うなか、経済規模を拡大させる中国および台湾による東シナ海への漁業展開は、当該海域における漁業秩序に影響を与えている。尖閣諸島を巡る政治的な問題も、日本漁業に小さくない影響を及ぼしている。

本研究の成果は、こうした状況下において日本漁業を持続的に存続させるために不可欠な知見となり得るものであり、今日の動向を踏まえた漁業秩序の維持や資源管理体制のあり方を模索するうえで意義が認められるものであるといえる。

研究成果の概要（英文）：This research aims to determine recent trends in the fishing operations of Japan, China, and Taiwan in the East China Sea. The results and analysis of concrete cases revealed that at the northern latitude of 27 degrees, Japanese fishing boats are overwhelmed by Chinese fishing operations in the north and pressured by Taiwanese fishing boats and Chinese government vessels in the south.

The growing difficulty in making use of these fishing grounds may be attributable to background matters; economic disparity is growing in Chinese fishing villages because of urbanization, and the East China Sea consequently remains important to the Chinese government as a means to allow smaller fishers to maintain their livelihoods. In addition, the East China Sea is growing more important to Taiwan. Relatively big Taiwanese fishing boats have had to quit the South China Sea, because China is energetic in its maritime advance and also because of deteriorating relations between Taiwan and the Philippines.

研究分野：漁業経済学

キーワード：東シナ海 漁船漁業 日本 中国 台湾 尖閣諸島 南シナ海

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

近年、南シナ海のスプラトリー諸島を巡る、中国とアメリカとの緊張関係が注目されている。こうした国際情勢は、連鎖的に東シナ海への関心を高めることにつながり、尖閣諸島の漁業問題、中国漁船の「乱獲」などが報じられている。問題の背景には、中国や台湾の経済的地位の向上がある。中国は、世界第2位の経済規模を誇るまでになった。台湾も高付加価値産業を成長させ自信を深めている。日本の経済的地位が揺らいだ結果、尖閣諸島の漁業問題では、中国と台湾が連携して日本を牽制する構図も見えた。この結果、日本政府は台湾に譲歩し日台漁業協議を再開するなど、日本側漁業に影響がでている。

こうした現実については、関連する学界で以下のように把握・分析されてきた。

まず、漁業経済学研究の動向であるが、東シナ海を巡る漁場利用問題は一貫して大きな関心を集めてきた。そもそも東シナ海は、戦前から戦後の一定期間、日本の漁業勢力が極めて大きな存在感を発揮していた。そのため既往研究では、そうした勢力が形成された歴史的な要因を分析するものが多くみられた。もちろん、1970年代から80年代にかけての韓国・中国の漁業勢力の拡大と、200カイリ体制下で日本の漁業勢力が衰退することによって生じた形成逆転の影響についても重要な研究課題となってきた。

しかし既往研究は、「日中漁業協定」や「日韓漁業協定」によって東シナ海が“分割利用”されるにいたった過程や制度の実態・展開などに多くの注意を払ったため、実際に関係各国の漁業経営体が受けた具体的な影響についての検討は残されたままとなっている。そして、直近の操業実態が不分明なまま、中国・台湾の経済的成長、ならびに尖閣諸島を巡る日中台の角逐等によって、東シナ海の漁業は複雑化を増す状況となっている。

他方、国際法および政治学研究の動向としては、台湾の馬英九政権が漁業資源や地下資源の確保を目指し、東シナ海の秩序形成を主導しようと提唱した「東シナ海平和イニシアチブ」についての研究が進んでいる。岩本誠吾(国際法)は、外交姿勢として「冷静かつ合理的な国際紛争の平和的解決プロセスであると、高く評価」し、また小笠原欣幸(政治学)は、「日中が対立する中で台湾の利益を守り、台湾の立場を強化したいという狙い」を実現する有効なカードと評した。しかしこうした研究の課題としては、当該海域を生活の場とする各国漁業者の存在が検討からすっぱり抜け落ちていたことを指摘することができる。各国の政治的意図を踏まえ、東シナ海にいかん秩序を確立するかは、本来、重要なステークホルダーである漁業者の当該海域での操業や漁場利用の実態を理解すること抜きには考えられないはずである。

2. 研究の目的

本研究の目的は、東シナ海における日本・中国・台湾の漁業勢力の今日的動向を把握し漁場利用の実態を踏まえた漁業秩序の維持、および資源管理体制のあり方を模索することにあつた。

具体的には、日本が経済的な優位性を失うなか、経済規模を拡大させる中国および台湾による東シナ海への漁業展開が、当該海域における漁業秩序にいかなる影響を与えているのかを明らかにすることにあつた。そしてもう一点、尖閣諸島を巡る問題の拡大、さらには「日台民間漁業取決め」締結など、東シナ海を取り巻く国際情勢の大きな変化が、当該海域における各国の漁場利用実態にいかなる影響を与えているのかを把握することにあつた。

なお、これらの現状分析と併せて、本研究では、「尖閣漁業」の成立と展開を歴史資料から再構成することを目的とした歴史研究も実施した。特に、尖閣諸島の領土編入に前後する時期と、第二次世界大戦直後という2つの時期に注目し、新たな資料の発掘をおこない当時の日本人による操業実態を明らかにすることを目指した。

3. 研究の方法

本研究の方法(現状分析部分)は、以下の3つの点に関する漁業者・関係者へのヒアリング調査・分析、ならびに関連資料の蒐集・分析であつた。

日本・中国・台湾の各国漁船の東シナ海での漁場利用：東シナ海には、日本が独占的に利用できる排他的経済水域(EEZ)はほとんどない。「日中漁業協定」、「日韓漁業協定」、「日台民間漁業取決め」によって、“分割利用”および“モザイク化”が進んでいる。本研究では、日韓水域を除く海域について、各国の、どの地域の漁業勢力による漁場利用が為されているのかを可能な限り把握する。そして、秩序形成や資源管理体制の構築に不可欠な競合関係を明示する。

中国漁業経営体の操業実態：サンゴ船や虎網漁船など、東シナ海における中国漁船の展開が問題視されている。しかし、なぜ中国の漁業者が資源に負荷をかける方法で操業するのか、その理由については憶測で語られるのみで、制度面や経済的要因から合理的に説明しようとする言説はほとんど皆無となっている。そこで本研究では、中国の漁村の実態や中国側の漁家経営上の課題を把握することを目指す。

台湾漁船の国際間漁場移動の把握：馬英九政権下、台湾当局は、東シナ海での自由操業を日本政府に強く求めるようになった。この背景には、フィリピン、ベトナム、インドネシア、中国などの漁業勢力の拡大、ならびに各国の海洋権益に対する意識の高まりが、南シナ海等から台湾漁船を排除する動きにつながっていることがある。かかる動向を踏まえ、国境をまたぐ“漁場の玉突き現象”を正確に把握することで、漁業のダイナミズムとその裏側にある国境をまたぐ連鎖性・漁場利用の脆弱性を表出させる。

以上の3つの視点を持つことで、本研究は次の特色を出すことができる。すなわち、制度に

もまして漁業者の生活に注目することで、漁業における協定はそれ自体重要な内容を包含しつつも、実際の漁業勢力の展開・漁場利用について、細かく制限・規定できる性格のものではないことを表出させるとともに、実際展開する漁業勢力、漁場利用の実態、各国漁業者の生活・経営的背景から、東シナ海における秩序形成のあり方に接近することが可能となった。

なお歴史研究については、沖縄県や鹿児島県の関係機関における資料発掘調査を実施した。歴史的な事実に基づいた現状分析をおこなう際に不可欠な知見を得ることが目的であった。

4. 研究成果

(1) 歴史分析に関する研究成果(領土編入前後)

歴史資料から尖閣漁業の位置づけを確認する研究では、内閣官房領土・主権対策企画調整室が委託元となった「尖閣諸島に関する資料調査事業」で新規に確認された、未公表も含む一次資料から、尖閣諸島が領土編入された1895年の前後10年ほどに注目し、同諸島の漁業を軸とした経済開発の実態を解明した。

例えば、無主地であった頃の尖閣諸島での経済活動については、1890年の松村仁之助(鹿児島県出身)が、共同水産会社の事業として八重山に進出していた糸満漁夫70名を雇用し魚釣島に渡り開発活動を展開していたことに注目し、沖縄県属埴忠雄による尖閣諸島漁業者への聞き取り調査に関する資料から当時の様子に接近した。すなわち、埴が残した資料「埴忠雄関係文書(仮)」に含まれる「八重山島二係ル書類」の「久場島概況」から、松村らが蒸気船を雇入れ同諸島へ渡航した後は、石垣島や与那国島からの渡航者が増加し、現地に小屋などを建て移住の様相をみせていることなどを明らかにした。

かかる新資料からは、1890年にはすでに、小規模で個人的な開発というよりは、組織的な経済活動といえるような水準で尖閣諸島開発がおこなわれており、行政機関である沖縄県もその展開を明確に認識していたことが明らかとなった。

領土編入以後の尖閣漁業開発については、大阪商船の尖閣寄港に注目した分析をおこなった。その結果、台湾総督府の文書「尖閣群島和平山臨時寄港地認可願書(仮)」において、台湾総督の児玉源太郎(当時)に対して、大阪商船株式会社の中橋徳五郎社長が、「尖閣群島ノ一ナル和平山」へ「移住ヲ企」てる者があり、「同島ノ拓殖ハ実ニ富増進ノ一端」のため許可を願うとの記述があること、そしてこの許可願に対して、台湾総督(児玉源太郎)は、臨時寄港地としての航路開設(神戸 基隆:沖縄経過線)を認めたことを明らかにした。またこの時の文書「大阪商船株式会社宛命令書(仮)」からは、航路開設の際、大阪商船に対して、航路や用いる汽船について逐次報告を求めるとともに、総督府は、沖縄を経由する航路について13万2,000円(1898年現在)の補助金を支出したことを明らかにした。

本研究では、以上のような複数の新資料や開発実態を分析することで、次のような結論を得ることができた。日本人は、明治政府が尖閣諸島を領土編入する以前から漁業を中心とした経済開発をおこなっていた。沖縄県としては、こうした開発行為が拡大するなかで、漁業取り締まり等の必要性を強く意識し、明治政府に領土編入を強く要請した。そして明治政府は、開発行為に対する他国からの反発がみられなかった事実も踏まえ、無主地であると判断して領土編入した。領土編入以後は、沖縄県や台湾総督府も尖閣諸島開発に協力する姿勢をみせていた。こうした経済開発に対して、清国は一切干渉することはなく、日本人は肅々と尖閣諸島を日本領として開発していた。

(2) 歴史分析に関する研究成果(第二次世界大戦直後)

第二次世界大戦直後の「尖閣漁業」については、大戦終結からの約10年間における、尖閣諸島漁場での日本漁船の漁場利用および操業の実態を明らかにした。

研究では、「尖閣漁業」の概念を、魚釣島などの尖閣諸島各島の領海や接続水域を含む、8つの農林漁区508・509・518・519・528・529・538・539を利用した漁業と定義した。漁区を実態把握に用いることでより具体的な漁場利用と操業の様子を明示することを目指した。調査及び分析の対象とした期間は、終戦の1945年から1954年までとした。日本が主権を回復し国際社会に復帰する契機となった1952年4月28日公布「日本国との平和条約」(サンフランシスコ平和条約)の効力発生とその影響を確認するためであった。また1955年には、「日中間漁業協定」が結ばれていることから、戦後の協定空白期間を埋める意図もあった。

この期間に、尖閣諸島漁業について確認できた一次資料は、水産庁福岡駐在所『東支那海底魚資源調査要報』の昭和22年度上巻や第3巻、鹿児島県水産試験場『事業報告書』(昭和24・27・28・29年度)等であった。このうち『東支那海底魚資源調査要報』(第3巻)は、管見の限り国立国会図書館や各大学図書館には収蔵されておらず新発見の資料であった。

『東支那海底魚資源調査要報』(第3巻)の元データとなる操業報告書は、船名の記載をしないでよいとされたので漁場把握の正確性は著しく向上した。事実、第3巻ではマッカーサー・ライン違反の実態もありのまま記載され、当時の操業実態が克明に把握できた。

この第3巻を詳細に分析した結果、汽船トロールの尖閣諸島漁場での操業は、1948年7月の農林漁区539で31曳網(5192.5貫の水揚げ)が確認できる。この時獲れたのは、カナガシラ1157.0貫、レンコダイ1014.0貫、フカ429.0貫、エソ195.0貫、エイ156.0貫、イカ58.5貫等であった。7月に許可を得て稼動したトロール船の根拠地は、山口県(下関)が20隻、長崎県が6隻、福岡県(戸畑)が3隻であり、7月の全漁区での汽船トロールによる総漁獲高は

220858.3 貫、曳網回数は 1714 回であったので、尖閣諸島漁場での操業は漁獲量の 2.4%、曳網回数の 1.8%であったことが明らかになった。

一方、尖閣諸島漁場での以西機船底曳網船の操業は 1948 年 2～7 月に確認できる。漁獲量および曳網回数は、6、7、5 月の順で多くこの 3 ヶ月間で全体の 8 割弱を漁獲した。漁区としては 518、528、538 の順で多くこれで 9 割弱を占めた。5～7 月における 518、528、538 漁区での魚種別漁獲量は、レンコダイやカナガシラが多く、エソ、フカ、チダイ、マダイも漁獲された。レンコダイはこの期間の漁獲量の 22.9%、カナガシラは 18.0%、エソは 7.9%、フカは 7.7%、チダイは 5.7%、マダイは 3.9%を占めた。以西底曳網漁船の 6 月時点での許可隻数は 961 隻、稼働隻数は 627 隻に達していた。稼働漁船の根拠地は、山口県(257 隻、41.0%)が最も多く、長崎県(210 隻、33.5%、福岡県(118 隻、18.8%)の勢力が大きかったことがわかる。これは昭和 22 年度上巻と同じ傾向であった。

なお鹿児島県水産試験場『事業報告書』を用いた分析では、昭和 24・27・28・29 年度の旗魚延縄漁業調査や李承晩ライン設定で漁場を締め出された日本漁船の尖閣漁業などの詳細を確認した。全体として『事業報告書』からは、終戦から数年しかたっていない時期においても、尖閣諸島は日本の漁業者にとって極めて重要な漁場と認識されていたことが把握できた。

本研究では、以上のような複数の資料を分析することで、マッカーサー・ラインの拡張直後からすでに多くの日本漁船が尖閣諸島漁場で操業していたことを証明した。とくに農林漁区を利用した資料からは尖閣諸島周辺といった曖昧な概念ではなく、まさに“尖閣諸島の漁業”といえるだけの操業証拠が確認された。同時に、終戦から間もない時期に鹿児島県の水産試験場が調査対象に尖閣諸島を位置づけ、活発に調査活動を展開していたことも明らかになった。こうした公的機関による尖閣諸島漁場での調査研究が、終戦直後に開始され、かつサンフランシスコ平和条約が締結されて以降も問題視されることなく継続実施されていたことは、主権問題を語るうえで注目できる歴史的事実といえよう。

(3) 現状分析に関する研究成果(日本漁船の動向)

底魚一本釣り漁業への影響

日本漁船への東シナ海情勢の影響は尖閣諸島海域で顕在化していた。2012 年 9 月の尖閣諸島国有化以降、中国公船による尖閣諸島領海や接続水域への侵入が急増・常態化し、同海域の緊張は高まり、現在は、最低 4 隻の中国公船が魚釣島周辺に展開し、海上保安庁の巡視船とのにらみ合いを続けている状況にある。そのため、尖閣諸島領海内を重要漁場とする熊本県・鹿児島県の 19 トン型底魚一本釣り漁船の円滑な操業は困難となっており、海上保安庁による警護があっても安全操業は保障されない状況下にある。

加えて中国サンゴ漁船の投棄漁具が海底に散乱し、日本の一本釣り漁船に漁具被害の発生リスクを与えている。また夜間に集魚灯を光らせて日本漁船に接近してくる中国漁船もあり、尖閣諸島海域では夜間休息(錨泊)も容易ではなくなっている。台湾のはえ縄漁船が尖閣諸島領海に接近することはあまりないため、中国公船・漁船による影響が目立つ結果となっている。

中国公船の展開は、沖縄の 5 トン未満船の操業をほとんど不可能にさせている。燃料消費率や漁獲物の積載可能量、耐波性の関係から、19 トン船での操業がもっとも効率がよいためでもある。よって尖閣諸島漁場での九州漁船と沖縄漁船の競合はない。ただし、尖閣諸島漁場が利用できなくなると先島諸島周辺海域へ移動しなくてはならなくなり、この場合沖縄漁船と 19 トン船との競合が発生する可能性が高まる。

なお調査段階(2016 年)では、中国公船は主に魚釣島周辺海域に展開しており尖閣漁場の利用が大正島領海に集中する傾向がみられた。この時点では、利用可能な漁場が狭隘化するとともに、大正島領海の底魚資源に負荷が集中することが問題視されていた。

マグロはえ縄漁業への影響

日本漁船への「日台民間漁業取決め」の影響については、沖縄県や宮崎県のマグロはえ縄漁船の動向から明らかになった。例えば、石垣市の八重山漁協に所属する漁業者は、4 月から 7 月にかけて先島諸島と尖閣諸島の間を流れる海流にそってクロマグロを漁獲しているが、「日台民間漁業取決め」適用水域となった「三角水域」は、距離的にも資源的にも優良な漁場であるにもかかわらず出漁が難しい漁場となっていた。クロマグロシーズン以外でのキハダビンナガ漁に関しても同様で、先島諸島北部で操業したい意向を持っているが、やはり台湾漁船も操業を継続するため、競合を避けるため先島諸島南部海域に漁場を変更せざるを得なくなっている。

台湾漁船との漁場競合を避けるのには理由がある。八重山の漁船は、台湾漁船と投縄方向や操業時の船間距離が異なり、はえ縄が絡まる事故の確率が高いためである。八重山の漁船が少なくとも 3 マイル間隔で南北に縄を入れるのに対して、台湾の漁船は 1 マイル間隔で東西に縄を入れる。幹縄の太さも台湾側が一回り太く、絡まると八重山側のはえ縄が切断される。幹縄と枝縄からなるはえ縄は極めて高価で、枝縄を 2000 本ほど用いて漁具を作った場合、ラジオブイや浮き玉を含めて 1000 万円ほどになる。失うのはえ縄の長さにもよるが、切断となれば 100 万円単位の損害となり、八重山の漁業者は三角水域への出漁を躊躇するようになった。

結果的に、4 月から 7 月のクロマグロ漁期も先島諸島南部で操業するケースが増えている。南部水域での操業で水揚げへの影響は最小限に抑えようと努力を続けているが、クロマグロの蟻集密度が高い海域ではないので魚探時間や漁場移動の範囲が拡大し、燃油費等の操業コスト

や労働負荷が増加する傾向にある。

漁場の利用をひかえたり変更したりする傾向は、宮崎県の小型のマグロはえ縄漁船にもみられる。1月から那智勝浦沖、宮崎県近海、種子島・屋久島近海と徐々に南下しながら操業し、4月頃に尖閣諸島周辺で操業するパターンであったのが、台湾漁船との競合を避けるように沖縄・先島諸島南部の水域を軸に操業するようになっていく。

取決め適用水域では、那覇や宮崎県各地を根拠とする19トン型の比較的規模の大きな近海マグロはえ縄漁船団（大臣許可船）も操業している。前者の那覇泊漁港を根拠とする近海マグロはえ縄漁船団は、パラオ諸島にまでいたる広大な海域を利用しているため、尖閣諸島海域を利用できなくとも八重山の漁業者ほど影響を受けるわけではないが、4月から6月のクロマグロシーズンには、やはり優良な尖閣諸島周辺海域で操業したいとの希望を持っている。しかし現実には、台湾漁船とのえ縄交錯を恐れ、先島諸島南部に漁船をとどめるケースが多い。

以西底びき網漁業・大中型まき網漁業への影響

日本漁船への「日中漁業協定」の影響については、北緯27度以南水域が「公海」扱いとされていることで中国漁船の自由操業が可能となっていることと、以西底びき網漁業や大中型まき網漁業の厳しい実態から言及した。すなわち日本側は、「日中漁業協定」にもとづき、暫定措置水域や中間水域以外の排他的経済水域でも中国漁船の操業を可能としたことで、東シナ海で自国漁船が独占できる漁場をほとんど確保できていない状態となっていることを指摘した。そして中国側が入域できないわずかに残された、しかし狭隘化された排他的経済水域で、日本の以西底びき網漁船が汲々と操業する現状を示した。

例えば、2012年から2014年かけて日本の以西底びき網漁船が操業した海域割合は、67%がこの中国漁船が入域してこない狭隘な海域であり、25%が中国漁船の入域できる日本の排他的経済水域であったことを指摘した。加えて、暫定措置水域と中間水域での操業実績は操業全体の2%にとどまり、実質的に新「日中漁業協定」で設定された広大な共有漁場から排除されていることを指摘した。結果的に、専業ではわずか8隻4カ統となった日本の以西底びき網漁船団の姿は、衰退著しい日本の東シナ海漁業を象徴するとともに、漁場を中国漁船に明け渡した日本漁船団の姿が投影される存在となっていたことに言及した。1960年には800隻ほどの以西底びき網漁船団が展開し35万トンの漁獲を実現していたが、今日ではかかるわずかな勢力と海域で年間3500トンほどのレンコダイやマダイ、アカムツなどを生産するので精一杯となっている。生産規模は半世紀かけてわずか1%に縮小してしまったのである。

一方、大中型まき網漁業は、「以西」海域に漁場をしばられなくて済んだことで「全滅」は免れた。ただ、東シナ海漁場の主導権を中国漁船に明け渡したことで、東シナ海を主要漁場としていた長崎県などの船団は大きな影響を受けた。長崎県大中型まき網漁業の生産量は、1979年の47カ統53万5000トンから、2017年の11カ統14万6000トンへと低迷した。

(4) 現状分析に関する研究成果（中国漁船の動向）

中国漁船の動向については、限定された実態しか把握できなかったものの、浙江省舟山市での調査などから以下のように分析した。

現在、中国にとって東シナ海漁業の国家的意義は、徐々に小さくなっている。世界第2位の経済大国に成長した今、これまでの過剰漁獲で一部を除き資源状況が芳しくない東シナ海漁業への期待は薄れつつある。もちろんおびただしい数の漁船を擁している以上、中国政府としては、各地域・各経営体の存続のため、南シナ海や黄海と同様、貴重な沿岸・沖合域である東シナ海を活用しないことは考えられない。実際に中国政府は、「伏季休漁」政策を採用し、産卵期の魚族を守るための休漁期間を設定して東シナ海漁業の持続的発展を願っている。東シナ海で漁獲されるイカやサバなどは、日本などへの輸出が好調で経営体からみた魅力も色あせていない。ただ中国経済の規模からみれば、東シナ海漁業は中小の漁業者に生活の糧を与え彼らの漁村での暮らしを安定させ、かつ治安を維持するためという意味がより重視されることとなっている。中国政府が補助金をだしてまでおこなっている漁業分野を対象とした「転産・転業」政策や減船政策も、こうした意図を含んだものとなっている。

その背景には、漁村にもおよぶ急速な経済成長・都市化があげられる。中国の三大漁村に数えられる浙江省の舟山市では、大都市圏へのアクセスが良好でない周縁地域にもかかわらず、ここ数年で急激に開発が進み、漁村に似つかわしくない巨大なビルディングが林立するようになっている。リーマン・ショック後の北京中央政府による巨額の景気対策予算が、漁村にも不動産バブルの余波をもたらしているのである。そして結果的に経済格差が広がるなか、共産党としても漁業者の暮らしへの配慮が必要となっているのである。

中国にとっては、尖閣諸島周辺での漁業もかつてほど重要ではなくなりつつある。禁漁期間が明けてすぐの福建省や浙江省の漁業者にとって利用価値は残っているものの、シイラやイカなどを狙う台湾の漁業者が増加傾向にあり競合もある。中国にとっては、尖閣諸島の地下資源も現段階での関心は低い。日本や台湾の世論が大きく反発することは必至であるし、海底の地下資源開発は採掘コストの点で必ずしも有利ではなく、他の開発案件に比して優先順位は高くない。はたして、漁業にも資源にも中国政府が国家の「核心的利益」として位置付けるだけの迫力はないことがみえてきた。

(5) 現状分析に関する研究成果(台湾漁船の動向)

「日台民間漁業取決め」締結以降の台湾漁船の動向については、屏東県の東港区漁会と宜蘭県の蘇澳区漁会についての現地調査を実施し、以下のように分析した。

まず東港区漁会であるが、1970年代からマグロはえ縄漁業が開始されており、クロマグロなどについては1980年代以降、日本への輸出がおこなわれてきた。ここ数年は台湾国内での消費拡大によって、多くを台湾国内向けに出荷している。屏東県の動力漁船は大型ものも多く、2016年現在、全漁船数1378隻のうち、20トン以上50トン未満のCT3船が449隻、50トン以上100トン未満のCT4船が485隻あり、この2つのカテゴリーで約68%を占めている。また全漁船数の約76%をはえ縄漁船が占めている。これらはえ縄漁船は主にマグロを漁獲しており、屏東県の海面漁船漁業生産量4万5407トンのうち、遠洋マグロはえ縄漁業が3万460トン、近海マグロはえ縄漁業が8399トンを占めており、圧倒的な存在感を見せている。

蘇澳区漁会においても、1970年代からマグロはえ縄漁業が開始され今日にいたっている。漁会の規模はやや小さく、はえ縄漁船の規模からもそれはわかる。宜蘭県のはえ縄漁船は、全漁船数931隻のうち507隻(約55%)を占め、10トン以上20トン未満のCT2船が155隻、CT3船が149隻などとなっている。宜蘭県のマグロ水揚げは、同県の海面漁船漁業生産量5万4359トンのうち、遠洋マグロはえ縄漁業が4764トン(約9%)、近海マグロはえ縄漁業が4027トン(約7%)となっており、やはり屏東県より規模が小さい。

こうした統計上の差異は、利用する漁場などの漁業実態が異なることを意味していた。台湾南部にある屏東県のマグロはえ縄漁船は、CT3~4クラスの大型船を中心に、西太平洋や南シナ海など広範な漁場で操業している。フィリピンルソン島北部やスプラトリー諸島周辺、ベトナム東部のパラセル諸島周辺など、南シナ海での活動には歴史もある。そして一部が東シナ海にやってきて、「日台民間漁業取決め」の特別協力水域で操業している。一方、台湾北部にある宜蘭県のマグロはえ縄漁船は、屏東県のそれより一回り小さいCT2~3クラスで、台湾北東部近海や彼らから見ても近距離にある八重山諸島周辺で操業している。船が小さく漁場の選択肢が少ない分、「日台民間漁業取決め」の三角水域はかなり重要な漁場となっている。

結果的に、特別協力水域での操業を主とする屏東県の漁船が那覇や宮崎県の漁船と競合し、三角水域での操業を主とする宜蘭県の漁船が、八重山の漁船と競合する関係ができています。

「日台民間漁業取決め」適用水域で漁獲されたクロマグロは、一元管理のため東港の漁船であっても原則的に蘇澳(南方澳漁港)への水揚げが求められており、漁獲本数は蘇澳区漁会が取りまとめている。その本数は、取決め締結前の2010年に375本、2011年に214本、2012年に200本であったのが、締結後の初漁期を経た2013年には425本と倍増した。東港区漁会分が追加されたので前後を単純比較できないが、2014年は704本、2015年は990本、2016年は1009本となり、東港区漁会分を考慮しても順調な推移が確認できる。漁獲には海象や資源動向などの各種要因が絡んでくるが、台湾側にとってはこの間、漁業取決め締結という強い追い風が吹いていることは間違いないだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計3件)

(1) 國吉まこも・佐々木貴文「領土編入以前におこなわれていた尖閣諸島の漁業開発」、地域漁業学会『地域漁業研究』(第59巻1号)、2019年。(査読あり)

(2) Takafumi SASAKI, Haruhiko MIYAZAWA, Problems with the operation and management of Japanese fishing boats in the fishing grounds around the Senkaku Islands, with a focus on the pole-and-line fishing of groundfish, *The Review of Agricultural Economics Hokkaido University*, 71, pp.71-79, 2017. (査読あり)

(3) Takafumi SASAKI, Makomo KUNIYOSHI, Japanese fishing operations around the Senkaku Islands immediately after the end of World War II: An analysis of public materials compiled by the Fisheries Agency and Kagoshima Prefecture, *Journal of Regional Fisheries*, 57(1), pp.59-76, 2016. (査読あり)

〔学会発表〕(計3件)

(1) 國吉まこも・佐々木貴文「領土編入以前におこなわれていた尖閣諸島の漁業開発」、地域漁業学会、2017年。

(2) 佐々木貴文・國吉まこも「終戦直後における尖閣諸島の漁業 - 内閣官房「尖閣諸島に関する資料調査」事業で確認された資料の分析 -」、地域漁業学会、2016年。

(3) 佐々木貴文「尖閣諸島を漁場とする日本漁船の操業と経営の課題 - 底魚一本釣り漁業に注目して -」、北日本漁業経済学会、2016年。

〔図書〕(計2件)

濱田武士・佐々木貴文著『漁業と国境』みすず書房、375頁、2020年。

佐々木貴文著『近代日本の水産教育』北海道大学出版会、360頁、2018年。

6. 研究組織

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。